

資料4

長崎県五島市沖における協議会 (第4回)

～ 基金の透明性確保等について～

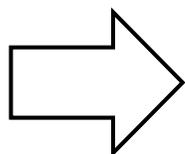
令和4年8月10日(水)
長崎県五島振興局4階A会議室

五島市

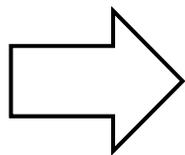
長崎県五島市沖における協議会意見とりまとめ

3.留意事項

(2) 地域や漁業との共存及び漁業影響調査について
・選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念のもと、地域や漁業との協調・共生のための基金を五島市と協議の上設立すること。基金の運用に当たっては、透明性を確保すること。



発電事業者は、漁業共生のための基金を五島市と協議の上設立すること。



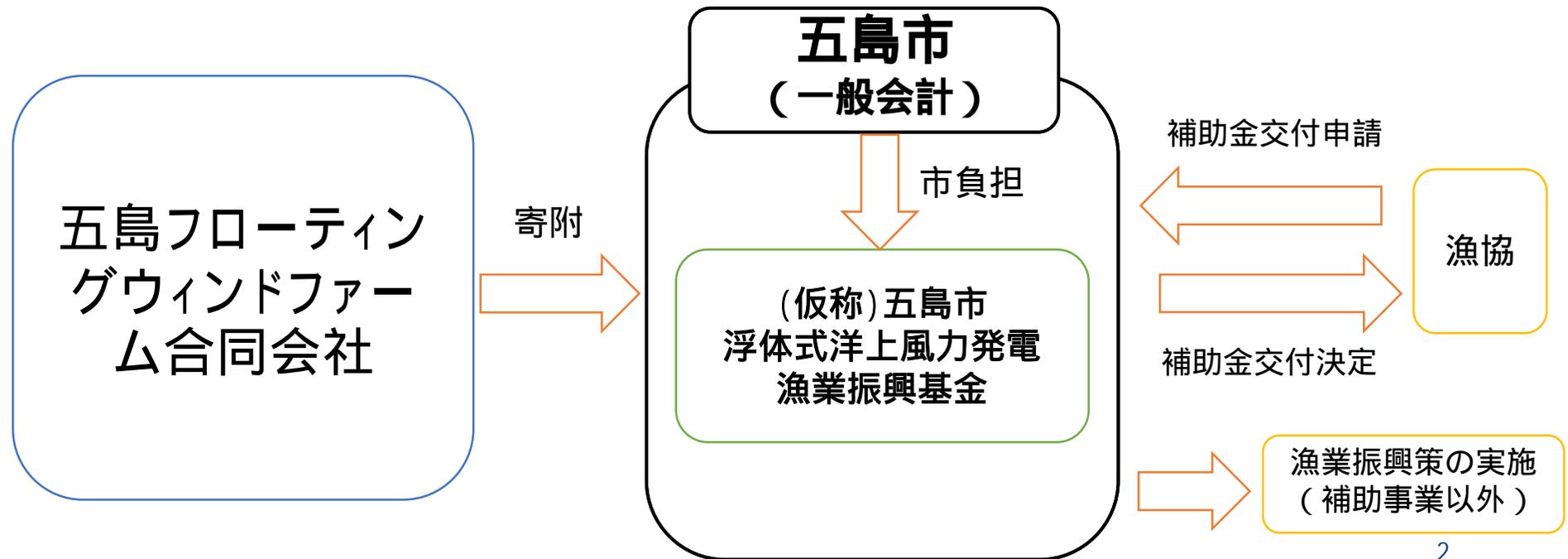
の基金の運用に当たっては、透明性を確保すること。

発電事業者は、漁業共生のための基金を五島市と協議の上設立すること。

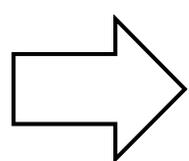
➡ (仮称)五島市浮体式洋上風力発電漁業振興基金を設立し、漁業振興策を令和6年度以降20年間実施する。漁業振興策 (1)漁船保険料補助 (2)その他漁業振興に資する事業

事業の具体的な内容については五島市と関係者(漁協等)が協議のうえ策定し、それに基づく振興策の実施状況については協議会へ報告するものとする。

【事業スキーム】



の基金の運用にあたっては、透明性を確保すること。



透明性を確保するため、（仮称）五島市浮体式洋上風力発電漁業振興基金条例を制定し、単年度ごとに収入及び支出、どのような事業に支出されたのかを法定協議会にて報告することとする。

【条例制定までのスケジュール】

